

目 次

- I 溝口町に所在する事業所に係る政府管掌健康保険被保険者証等の保険証記号の変更について
- II 酸素吸入時における酸素の費用の算定について

I 溝口町に所在する事業所に係る政府管掌健康保険被保険者証等の保険証記号の変更について

標記の件につきまして、鳥取社会保険事務局保険課長より以下のとおり通知がありましたのでお知らせ致します。

[16. 12. 6 鳥取社会保険事務局保険課長]

社会保険事業の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、平成 1 7 年 1 月 1 日に岸本町と溝口町の合併により伯耆町が誕生することに併せ、溝口町に所属する郡が日野郡から西伯郡に変更となります。このため、溝口町に所在する事業所の政府管掌健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の保険証記号が変更となります。

しかし、これらの事業所に対する保険証の更新が平成 1 7 年 1 月中旬頃となる予定のため、当面、従前の保険証を使用しての受診についても差し障りないものとし、平成 1 7 年 1 月診療（施術）分以降の診療報酬（療養費）の請求につきましては、別紙保険証記号新旧対照表を確認のうえ、新記号にて行っていただきますよう御協力お願いいたします。

II 酸素吸入時における酸素の費用の算定について

標記の件につきまして、鳥取県社会保険診療報酬支払基金より以下のとおり連絡がありましたのでお知らせ致します。算定にあたってはご留意下さい。

- I、**麻酔時**・・・全身麻酔以外の麻酔時は、酸素吸入の処置料及び酸素の費用を算定できない。
- II、**麻酔中の偶発事故時**・・・全身麻酔以外の麻酔時は、酸素吸入、人工呼吸の処置料及び酸素の費用を算定できる。
- III、**術後酸素吸入時**・・・術当日は酸素吸入の処置料及び酸素の費用を算定できない。
- IV、**術後の異変時**・・・術当日でも酸素吸入の処置料及び酸素の費用を算定できる。